

高齢者交通費助成（タクシー助成）

町内在住の高齢者に対するタクシー利用料の一部を助成します。

- * 令和5年4月からの助成券は、**黄色**です。（もも色の助成券は利用できません。）
- * 「高齢者交通費助成券」「認定証」は認定を受けた**本人の乗車時**にお使いいただけます。

助成の対象になる方

下記のいずれかに該当し、公共バスの利用が困難な理由がある方で、自動車運転免許を持っていない方又は自動車を運転できない理由がある方。（在宅生活者に限る。）

- （1）要介護又は要支援認定を受けている方
- （2）75歳以上の方で、同居している家族に75歳未満の者がいない方

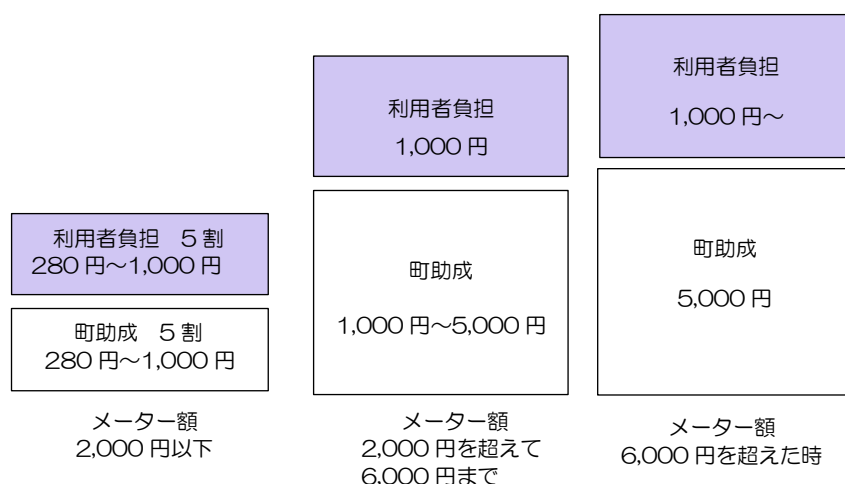
* 詳しくは役場福祉課へお問い合わせください。

助成の内容

○ 自己負担額

- ① メーター額が2,000円以下の時は1/2の額
 - ② メーター額が2,000円を超えて6,000円までの時は1,000円
 - ③ メーター額が6,000円を超えた時は（メーター額 - 5,000円）
- 助成額の上限は、1枚当たり5,000円です。
割引適用がある場合は、適用後の額とします。

〔自己負担額のイメージ〕



申し込み方法

- 備付けの申請書を御提出いただき、役場内で審査した後に認定証と助成券を発行します。
- 助成券は1人につき1ヶ月当たり4枚を発行します。

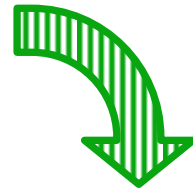
（4月～3月の場合：4枚×12ヶ月＝48枚）

「三朝町高齢者交通助成券」

の使い方

① タクシーを呼ぶとき

- 助成券が使えるのは、次の3社です。
電話で予約をしてください。
日本交通（22-7111）
日ノ丸ハイヤー（22-3155）
倉吉交通（22-1511）



② タクシーに乗るとき

- 「認定証」を運転手に提示してください。
この「認定証」の提示が無い場合は、
助成を受けられません。



令和5年度 三朝町高齢者交通費助成 認定証	
認定番号	000
氏名	三朝 太郎
生年月日	S7.8.10
住 所	三朝町大瀬999-2
タクシーを利用する際、必ず 運転手へ提示してください。	
三朝町高齢者交通費 助成の対象者である ことを認める	
三朝町長	
《令和6年3月31日まで有効》	

③ タクシーを降りるとき

- 「高齢者交通費助成券」の提示をお願いします。
**身体障害者手帳等をお持ちの方は、提示してください。
負担金が下がることがあります。**
- 運転手が運賃から助成金を差引いた負担額を請求
しますので、その金額をお支払いください。

三朝町高齢者交通費助成券(片道) No. 1	
認定番号	000
乗車日	年 月 日
乗車区間	～
メーター表示額	円
他制度割引額	円
割引後運賃	円
利用者負担額	円
三朝町助成額	円
乗車	乗務員

《ご利用上の注意》
①ご利用の際は、認定証を提示してください。
②利用できるタクシーは、次の業者に限ります。
日本交通・中央タクシー（電話22-7111）
日ノ丸ハイヤー（電話22-3155）
倉吉交通（電話22-1511）
③助成額上限は1回、000円を上限とし、それを
超える場合は利用者の負担となります。
④この助成券は、認定券が廃止するときのみ有効です。

【問い合わせ先】

三朝町役場 福祉課（電話 43-3520）